

施工計画書作成 に関する参考資料

令和7年11月

函館市企業局上下水道部管路整備室

～ 改訂概要 ～

○令和5年7月

- ・ 「産業廃棄物の事業場外保管の届出について（手引き）_函館市環境部環境対策課」の注意事項について追記した。

○令和6年4月

- ・ 「廃棄物処理法に関する申請・届出書類_函館市環境部環境対策課」における事業計画書第2面運搬施設の概要について添付し、竣工時に使用車両と申請車両を照合できる資料を提出することを追記した。

○令和6年6月

- ・ 「北海道土木工事書類簡素化ガイド」（令和6年3月）に準じて簡素化した。
- ・ 誤認の多い項目について補足説明を追加した。

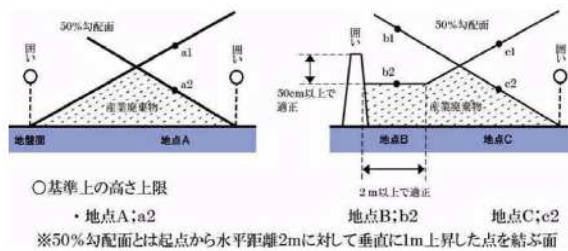
○令和7年11月

- ・ 「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可について_函館市都市建設部都市整備課」について追記した。

④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、並びに悪臭しないように措置を講ずること。

※ 措置とは

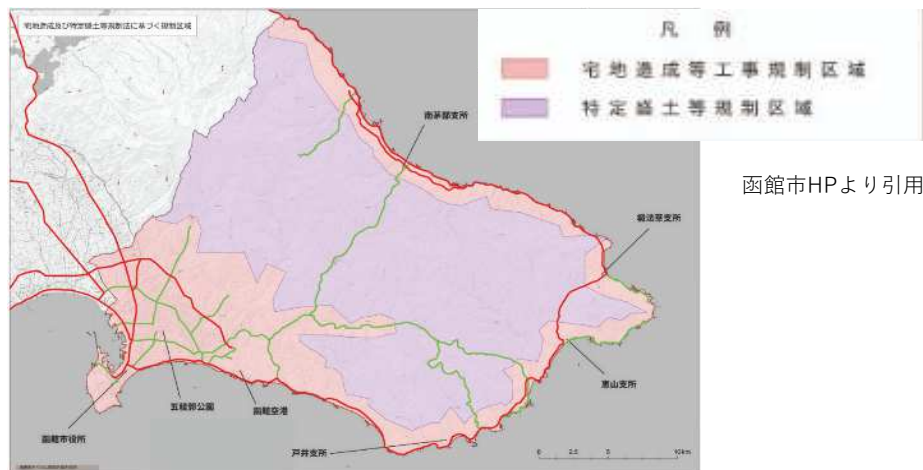
- 産業廃棄物のほかに伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域および地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、最大保管上限を超えないようにすること
 - ・ 廃棄物が囲いに接しない場合
囲いの下端から勾配50%（約26.5°）以下の高さ
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下の高さ



○ その他の必要な措置

- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、および蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切り等を設けるなど必要な措置を講ずること。
- ⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること（規則第7条の4で定める場合は除く）

また、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可について_函館市都市建設部都市整備課」に従い、許可および届出が必要となるケースに該当する場合は適切な手続きを行うこと。



1.4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

請負金額500万円以上の工事についてはCOBRISに登録し、登録証を添付すること。